

## ○福島地方水道用水供給企業団給水量の 認定に関する基準

〔平成14年11月14日  
管理規程第2号〕

（趣旨）

**第1条** この基準は、福島地方水道用水供給企業団水道用水供給条例（平成14年条例第3号）第8条に規定する給水量の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

（認定の実施）

**第2条** 流量計による測定が不可能な場合とは、次のいずれかに該当するときとする。

- （1） 停電、故障等により流量計が作動しないとき。
- （2） 流量計の誤作動等により適正な計数が得られないとき。
- （3） 計量法（平成4年法律第51号）に基づく検定受検のため流量計を使用できないとき。
- （4） その他企業長が認めるとき。

（認定の方法）

**第3条** 給水量の認定は、次の各号に掲げるいずれかの方法によるものとする。

- （1） 測定不可能な期間が24時間以内のとき。

ア 前2日間における測定不可能な期間と同じ時間帯の給水量の平均値を用いるものとする。この場合において、測定不可能な状況が給水量の変更直後に生じたときは、測定不可能な日を除く後2日間の平均値を用いるものとする。

イ 測定不可能な期間の算定は、1時間を最小単位として行い、1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げるものとする。

- （2） 測定不可能な期間が1日を超え1週間以内のとき。

ア 前2週間における測定不可能な期間と同じ曜日の給水量の平均値を用いるものとする。この場合において、測定不可能な状況が給水量の変更直後

## 第7編 給水（福島地方水道用水供給企業団給水量の認定に関する基準）

---

に生じたときは、測定不可能な日を除く後2週間の平均値を用いるものとする。

イ 測定不可能な期間の算定は、1日を最小単位として行い、1日未満の端数があるときは、これを1日に切り上げるものとする。

(3) 測定不可能な期間が1週間を超えるとき。

受水者との協議による方法とする。

### 附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。